

# 皆様の会員会費が福祉をささえます

(趣意書)

## 令和6年度社協会員会費募集のお願い

町民の皆様へ

板倉町社会福祉協議会の事業運営につきまして、平素からご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法において、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人で、地域における福祉向上のためさまざまな福祉活動を行っている団体です。

事業の実施や組織運営のための主な財源は、町からの補助金や皆様からの会員会費でささえられております。

つきましては、大変恐縮に存じますが、板倉町社会福祉協議会事業の趣旨をご理解いただき、その役割を円滑に推進していくため、一般会員会費へのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月1日

社会福祉法人  
板倉町社会福祉協議会  
会長 峯崎俊雄

1 社協一般会員会費 600円

### 令和5年度社協一般会員会費の募集実績及び用途

令和5年度の社協一般会員会費実績額は、2,460,000円（4,100世帯）でした。

この会費を活用し、次のとおり事業を実施しました。

事業費	2,324,735円
	(地域支援・福祉車両貸出・配食サービス・福祉啓発事業等)
事務費	135,265円
	(印刷製本・通信運搬・事務消耗品等)

皆様のご協力に対し、心からお礼申し上げます。